

一般廃棄物収集運搬業 業務報告書（日報）

※帳簿の例示です。（各欄は適時増減してください。）

（単位： kg、個数、袋数、件数、 など）

一般廃棄物に関する事項			排出事業者先に関する事項			記載区分	運搬方法	廃棄物の種類別による、年月日ごとの収集運搬量																																		
計画区分 （該当欄に○）	廃棄物の分類 （該当欄に○）	届出書の確認 （該当欄に○）	排出者の氏名	排出先の住所	業種名 （日本標準産業分類による）	一般廃棄物の種類	収集運搬の車種・車番	年月	年 月 分																															合 計		
								日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日			
								曜日																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		
・計画収集運搬 ・臨時収集運搬	・事業一般廃棄物 ・家庭系廃棄物	・利用申込書 ・減量等計画書 ・家庭系350kg以下				一般廃棄物 （資源ごみ以外）		燃やすごみ																																		
						資源ごみ		古紙類																																		

- （注意）帳簿は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項、16項」、及び「南但広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第22条」の規定に基づき作成すること。
- 一般廃棄物収集運搬業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、運搬年月日、受入先、運搬方法、運搬先ごとの運搬量、その他の項目について記載すること。
 - 帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了すること。
 - 帳簿は、1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。